



## 絶縁抵抗計

JIS C 1302 : 2018

(JEMIMA/JSA)

平成 30 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会規格調査会（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）
	岩渕 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内田 富雄	一般財団法人日本規格協会
	江崎 正	IEC/SMB 日本代表委員（ソニー株式会社）
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田中 一彦	一般社団法人日本電機工業会
	中西 英夫	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平田 真幸	IEC/CAB 日本代表委員（富士ゼロックス株式会社）
	水本 哲弥	東京工業大学
	山根 香織	主婦連合会

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 43.4.1 改正：平成 30.2.20

官報公示：平成 30.2.20

原案作成者：一般社団法人日本電気計測器工業会

（〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町 2-15-12 計測会館 TEL 03-3662-8181）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審議部会：日本工業標準調査会 標準第二部会（部会長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>3.1 性能に関する項目</b>	2
<b>3.2 安全及び構造に関する項目</b>	3
<b>4 絶縁抵抗計の種別</b>	4
<b>5 定格測定電圧及び有効最大表示値の推奨値</b>	4
<b>6 要求事項</b>	6
<b>6.1 定格動作条件</b>	6
<b>6.2 許容差及び偏位の許容範囲</b>	6
<b>6.3 開放回路電圧</b>	7
<b>6.4 定格電流</b>	7
<b>6.5 短絡電流</b>	7
<b>6.6 出力電圧</b>	7
<b>6.7 直流電圧重畠時の影響</b>	7
<b>6.8 環境の影響</b>	7
<b>6.9 瞬時最大電圧</b>	8
<b>6.10 電池チェック機能</b>	8
<b>6.11 測定可能回数</b>	8
<b>6.12 安全性</b>	8
<b>6.13 測定端子</b>	8
<b>6.14 振動に対する耐性</b>	9
<b>6.15 過電圧保護</b>	9
<b>6.16 種別の識別機能</b>	9
<b>6.17 付加機能</b>	9
<b>7 表示及び操作説明書</b>	9
<b>7.1 製品に対する表示</b>	9
<b>7.2 操作説明書</b>	10
<b>8 試験</b>	10
<b>8.1 試験条件及び標準状態</b>	10
<b>8.2 許容差、固有不確かさ及び偏位の許容範囲</b>	10
<b>8.3 開放回路電圧</b>	11
<b>8.4 定格電流</b>	11
<b>8.5 短絡電流</b>	11

8.6 出力電圧 .....	12
8.7 直流電圧重畠時の影響 .....	12
8.8 環境の影響 .....	12
8.9 瞬時最大電圧 .....	13
8.10 電池チェック機能 .....	13
8.11 測定可能回数 .....	13
8.12 安全性 .....	13
8.13 測定端子 .....	13
8.14 振動に対する耐性 .....	13
8.15 過電圧保護 .....	13
8.16 種別の識別機能 .....	14
8.17 付加機能 .....	14
8.18 表示及び操作説明書 .....	14
8.19 試験結果の記録 .....	14
9 検査 .....	14
9.1 形式検査 .....	14
9.2 受渡検査 .....	14
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表 .....	15
解 説 .....	28

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本電気計測器工業会（JEMIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 1302:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成31年2月19日までの間は、工業標準化法第19条第1項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS C 1302:2014** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

# 絶縁抵抗計

Insulation resistance testers

## 序文

この規格は、2007年に第2版として発行されたIEC 61557-1及びIEC 61557-2を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書JA**に示す。

## 1 適用範囲

この規格は、電池を内蔵する定格測定電圧1 000 V以下で、測定対象として次のa)～e)に用いる絶縁抵抗計であって可搬なものについて規定する。

- a) 低電圧配電路の絶縁測定 交流1 000 V及び直流1 500 V以下の配電系統で、電源が切断されている電路及び機器の絶縁測定
- b) 機器、器具、部品などの絶縁測定
  - 注記 発電状態にない太陽電池アレイは、器具又は部品に該当する。
- c) 高電圧設備の絶縁測定
- d) 発電状態にある太陽電池アレイのP-N端子間を短絡する方法での絶縁測定
- e) 発電状態にある太陽電池アレイのP-N端子間を短絡しない方法での絶縁測定

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61557-1:2007, Electrical safety in low voltage distribution systems up to 1 000 V a.c. and 1 500 V d.c.—Equipment for testing, measuring or monitoring of protective measures—Part 1: General requirements

IEC 61557-2:2007, Electrical safety in low voltage distribution systems up to 1 000 V a.c. and 1 500 V d.c.—Equipment for testing, measuring or monitoring of protective measures—Part 2: Insulation resistance (全体評価：MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

JIS C 0920:2003 電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）